

令和 8 年度  
盛岡市土砂災害ハザードマップ作成業務委託  
特記仕様書

第 1 章 総 則

(適用)

第 1 条 本仕様書は、盛岡市が発注する「盛岡市土砂災害ハザードマップ作成業務委託」(以下「本業務」という。)に適用する。本業務を実施するにあたり受注者が順守する事項を定め、契約の適正な履行の確保を図るものとする。

(目的)

第 2 条 本業務は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(土砂災害防止法)に基づき、「土砂災害特別警戒区域」及び「土砂災害警戒区域」、避難所、その他土砂災害に関連する情報を記載した土砂災害ハザードマップを作成することにより、危険性の周知と防災啓発を行うとともに土砂災害対策の推進を行い、土砂災害による被害の軽減を目的とする。

(業務範囲)

第 3 条 本業務は、令和 8 年 2 月に新たに指定された「土砂災害(特別)警戒区域」44 箇所を含む地域を実施範囲とし、盛岡市ホームページに公開されている現行の土砂災害ハザードマップのうち、下記図郭を更新対象として作業を行う。

|              |           |          |
|--------------|-----------|----------|
| 1 浅岸・つつじが丘地区 | 4 上米内地区   | 7 大葛地区   |
| 9 庄ヶ畑地区      | 10 安倍館地区  | 15 下米内地区 |
| 17 東松園地区     | 19 松ノ木平地区 | 33 三ツ割地区 |

「東黒石野・西松園・岩脇」地域について、新たに図郭を作成する。

なお、縮尺変更に伴い統合できる図郭があれば、その旨を委託者に提案し、協議すること。

(準拠する関係法令等)

第 4 条 本業務は、本仕様書のほか、以下の関係法令、規定・規則等に準拠し行うものとする。

- (1) 災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)
- (2) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(土砂災害防止法)(平成 12 年法律第 57 号)
- (3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)
- (4) 砂防法(明治 30 年法律第 29 号)
- (5) 地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号)

(6) 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）

(7) ガイドライン等

ア 土砂災害ハザードマップ作成ガイドライン（令和 2 年 10 月 国土交通省）

イ 土砂災害警戒避難ガイドライン（平成 27 年 4 月改訂 国土交通省砂防部）

ウ 水害ハザードマップ作成の手引き（令和 5 年 国土交通省）

エ 避難情報に関するガイドライン（令和 3 年 5 月改訂 内閣府（防災担当））

(8) 岩手県地域防災計画

(9) 盛岡市地域防災計画

(10) その他関係法令、諸規則、通達等

（事業者の要件）

第 5 条 本業務は、下記の要件を満たすこととする。

(1) 岩手県内において本店または支店・営業所を有すること。

(2) 測量法第 55 条に基づく測量業者として国に登録していること。

（配置予定技術者等の要件）

第 6 条 以下の要件を満たす技術者が監督する環境において作業を行うこと。

(1) 測量法第 50 条（測量士となる資格）、第 51 条（測量士補となる資格）に規定された技術者である「測量士」及び「測量士補」の資格を保有すること。

(2) 日本測量協会が認定する地理空間情報専門技術者 GIS 1 級、または、地理情報システム学会 GIS 資格認定協会が認定する GIS 上級技術者の資格を保有すること。

（情報セキュリティ等）

第 7 条 本業務で知り得た事項について、受注者はいかなる理由があっても委託者の承認なしに他に漏らしてはならない。また、本業務を担当する部署等において、情報セキュリティ及び品質管理等の観点から、以下の認証を取得していることを条件とする。

(1) 日本工業標準調査会「品質マネジメントシステム」による認証（ISO9001）

(2) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会「P マーク」による認証（JIS Q 15001）

（提出書類）

第 8 条 受注者は、作業の実施に先立ち、以下の作業計画に関する書類等を委託者に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 委託業務着手届

(2) 業務工程表

(3) 作業実施計画書

(4) 管理技術者通知書

(5) 管理技術者経歴書

(6) 担当技術者経歴書

(7) 前条に掲げる認証取得を証明する書類の写し

(8) その他に委託者が必要とする書類

(権利の帰属等)

第9条 本業務の成果品は全て委託者に帰属し、受注者は委託者の許可なく他に公表、貸与又は使用してはならない。

(疑義)

第10条 本仕様書及び法令等に明示なき事項、または作業過程において疑義を生じた事項については、受注者はその経緯を記録簿に記載し、都度協議するものとする。

(検査)

第11条 受注者は必要に応じて委託者の検査を受けるものとする。なお、全工程完了後、その成果について委託者の検査を受け、誤り、不備、不明箇所等が発見された場合は直ちに訂正を行うものとする。また、委託者が必要と認めた場合は、適時、中間検査を受けるものとする。

(完了)

第12条 検査に合格後、本特記仕様書に指定された成果品一式を納入し、委託者の検査員の検査をもって完了とする。

(納期および納入場所)

第13条 本業務の納期及び納入場所は、以下のとおりとする。

(1) 納入期限：令和9年2月26日(金)

(2) 納入場所：盛岡市河川課

## 第2章 業務内容

(計画準備)

第14条 本業務の実施にあたり、受注者は、業務の目的、業務内容、履行期間等をふまえて、業務の実施方法や手順を定めた作業実施計画書を作成し、委託者の承認を得るものとする。

(打合せ協議)

第15条 打合せ協議は、作業着手時、納品時の2回を基本とするが、校正作業の状況によってはこの限りではない。

(照査)

第 16 条 本業務において主要な業務の段階ごとに照査を行い、協議事項・修正事項等を反映しているか確認を行う。

(資料収集・整理)

第 17 条 委託者は、本業務に必要な以下の資料を借用書と引き換えに受注者に貸与するものとする。受注者は、破損、紛失、盗難等の事故の無いようにその資料を管理し、業務完了後は速やかに返却するものとする。

- (1) 土砂災害（特別）警戒区域：Shapefile形式
- (2) 避難所・避難場所一覧表：CSV形式（盛岡市オープンデータサイトに掲載）
- (3) 裏面『土砂災害に備えて』の原稿データ(PDF)
- (4) その他必要な資料

[盛岡市土砂災害ハザードマップの作成]

(土砂災害ハザードマップ原稿案の作成)

第 18 条 ハザードマップは、表面（地図面）・裏面（啓発面）の二面構成とするが、裏面については既存データを使用するため、本業務では表面（地図面）のみ作成する。

受注者は、委託者より提供される土砂災害警戒区域等を基に、「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」を最新の地形図上に図示し、下表を参考に、避難所、その他必要な情報を配置したハザードマップの素案を作成する。

| 項目         | 内容                                                             |
|------------|----------------------------------------------------------------|
| 土砂災害警戒区域   | 岩手県が指定している区域を黄色で図示するとともに、災害の種類、箇所名称、箇所番号を記載。                   |
| 土砂災害特別警戒区域 | 岩手県が指定している内容を赤色で図示                                             |
| 水害浸水想定区域   | 岩手県が指定している内容を浸水に応じた色で図示                                        |
| 避難所        | 盛岡市で指定している避難所の位置を図示するとともに所在地住所・電話番号を記載。                        |
| 防災関連施設     | 市役所、消防署・分署                                                     |
| 河川・水路      | 市内に存在している河川・水路を水色で図示する。ランドマークになりうるものに関しては、名称も表示する。             |
| 地図情報       | 市境、区境、町名、鉄道、主要道路（県道以上）、都市公園を強調して表示。ランドマークになりうるものに関しては、名称も表示する。 |
| その他の情報     | 方角、作製主体、作製年月、凡例                                                |

(1) 背景図

国土地理院発行のベクトル形式の地図データを使用することとし、航空写真は使用しない。この時、必要が生じた複製承認申請は受注者が行うものとする。

(2) 縮尺

家屋形状が確認できるよう 1/2,500～1/10,000 程度とすること。縮尺を決定する際は、更新対象外の隣接マップも含めて検討し、縮尺変更に伴い「土砂災害警戒区域」および「土砂災害特別警戒区域」がハザードマップから欠落することのないようにする。

(3) フォント及びカラー

フォントの種類や色、サイズを高齢者等に配慮した分かりやすいデザインやレイアウトとなるようにする。

なお、使用するフォント及びカラーについては、「令和 8 年 2 月作成」版の盛岡市土砂災害ハザードマップを参照し、当該仕様に沿う形で調整すること。それ以外の項目については、原稿案作成後、委託者と協議の上決定する。

(校正)

第 19 条 校正は 3 回以上とする。ただし、委託者が再度の校正が必要と判断した場合は、委託者の指示により、必要な校正を受けなければならない。その際は、受注者が負担するものとする。

(土砂災害ハザードマップの原稿データの作成)

第 20 条 第 18 条、第 19 条で作成した土砂災害ハザードマップの最終原稿を基に、原稿データを作成する。作成した原稿データは、図郭ごとに PDF データとして出力し、委託者が提供する裏面（学習面）『土砂災害に備えて』と結合させ、2 枚 1 セットで完成とする。この時、パソコンやスマートフォン、タブレットで拡大表示した際にも文字が潰れず鮮明に閲覧でき、かつ、円滑なダウンロード表示が可能なデータ容量によって作成するものとする。

(1) 規格 A3 判両面

(2) 図郭数 10 図郭程度（令和 8 年 2 月に新たに指定された「土砂災害（特別）警戒区域」が含まれる地域のみ作成する）

(3) 形式 PDF 形式、その他協議により指定された形式

(4) 解像度 図面が明瞭に印刷できる値（解像度 200dpi 以上）

(5) 色数 フルカラー 4 色刷

[業務成果のとりまとめ]

#### 第4章 成 果 品

(成果品)

第21条 本業務における成果品は、以下のとおりとする。

(1) 成果品 CD-R 1枚

1 盛岡市土砂災害ハザードマップ原稿データ (PDF) 1式

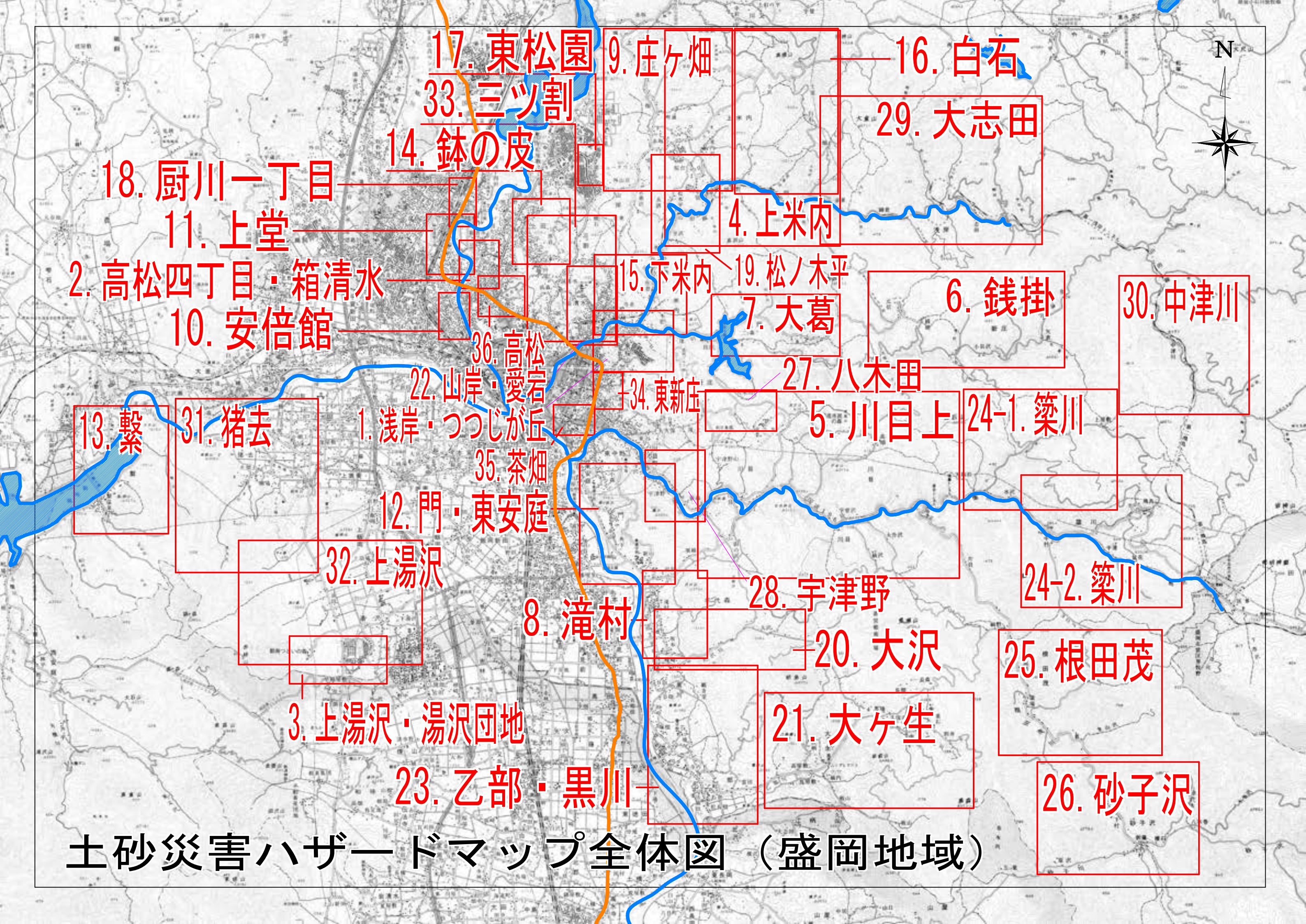
※本データは印刷用であり、納品後に発注者が加工・編集するものではない。

(2) その他委託者で提出を求めるもの 1式

○令和8年2月に指定された「土砂災害(特別)警戒区域」一覧

| 番号 | 現象の種類   | 箇所No       | 箇所名     | 所在地         | 町内会    | 図郭   |
|----|---------|------------|---------|-------------|--------|------|
| 1  | 急傾斜地の崩壊 | 077A0009-2 | 安倍館A    | 盛岡市安倍館町     | 安倍館町   | 10   |
| 2  | 急傾斜地の崩壊 | 077A0009-3 | 安倍館B    | 盛岡市安倍館町     | 安倍館町   | 10   |
| 3  | 急傾斜地の崩壊 | 201AN011   | 赤坂A     | 盛岡市上米内字赤坂   | 上米内親交会 | 4, 9 |
| 4  | 急傾斜地の崩壊 | 201AN045-1 | 東黒石野    | 盛岡市上田字東黒石野  | 東黒石野   | NEW  |
| 5  | 急傾斜地の崩壊 | 201AN045-2 | 西松園一丁目  | 盛岡市西松園一丁目   | 西松園    | NEW  |
| 6  | 急傾斜地の崩壊 | 201AN047-1 | 岩脇      | 盛岡市上田字岩脇    | 東黒石野   | NEW  |
| 7  | 急傾斜地の崩壊 | 201AN082   | 大平      | 盛岡市山岸字大平    | 上米内親交会 | 17   |
| 8  | 急傾斜地の崩壊 | 201AN083   | 東松園一丁目A | 盛岡市上田字東黒石野  | 東松園一丁目 | 17   |
| 9  | 急傾斜地の崩壊 | 201AN126   | 三ツ割二丁目  | 盛岡市三ツ割二丁目   | 三ツ割    | 33   |
| 10 | 急傾斜地の崩壊 | 201AN132-1 | 三ツ割三丁目  | 盛岡市三ツ割三丁目   | 三ツ割    | 33   |
| 11 | 急傾斜地の崩壊 | 201AN132-2 | 久保屋敷    | 盛岡市三ツ割字久保屋敷 | 三ツ割    | 33   |
| 12 | 急傾斜地の崩壊 | 201AN139-1 | 三ツ割三丁目A | 盛岡市三ツ割三丁目   | 三ツ割    | 33   |
| 13 | 急傾斜地の崩壊 | 201AN139-2 | 三ツ割三丁目B | 盛岡市三ツ割三丁目   | 三ツ割    | 33   |
| 14 | 急傾斜地の崩壊 | 201AN147   | 山岸六丁目B  | 盛岡市山岸六丁目    | 洞清水    | 33   |
| 15 | 急傾斜地の崩壊 | 201AN154   | 山岸五丁目   | 盛岡市山岸五丁目    | 山岸五丁目  | 33   |
| 16 | 急傾斜地の崩壊 | 201AN160   | 山岸五丁目A  | 盛岡市山岸五丁目    | 山岸五丁目  | 33   |
| 17 | 急傾斜地の崩壊 | 201AN161-1 | 紅葉が丘    | 盛岡市紅葉が丘     | 紅葉が丘   | 33   |
| 18 | 急傾斜地の崩壊 | 201AN161-2 | 紅葉が丘A   | 盛岡市紅葉が丘     | 紅葉が丘   | 33   |
| 19 | 急傾斜地の崩壊 | 201AN194-1 | 桜台二丁目   | 盛岡市桜台二丁目    | 桜台     | 4, 9 |
| 20 | 急傾斜地の崩壊 | 201AN194-2 | 桜台二丁目A  | 盛岡市桜台二丁目    | 桜台     | 4, 9 |
| 21 | 急傾斜地の崩壊 | 201AN196-1 | 桜台三丁目   | 盛岡市桜台三丁目    | 桜台     | 4, 9 |
| 22 | 急傾斜地の崩壊 | 201AN196-2 | 桜台三丁目A  | 盛岡市桜台三丁目    | 桜台     | 4, 9 |
| 23 | 急傾斜地の崩壊 | 201AN198-1 | 米内沢A    | 盛岡市上米内字米内沢  | 上米内親交会 | 4, 9 |
| 24 | 急傾斜地の崩壊 | 201AN198-2 | 桜台二丁目B  | 盛岡市桜台二丁目    | 桜台     | 4, 9 |
| 25 | 急傾斜地の崩壊 | 201AN198-3 | 桜台二丁目C  | 盛岡市桜台二丁目    | 桜台     | 4, 9 |
| 26 | 急傾斜地の崩壊 | 201AN198-4 | 桜台二丁目D  | 盛岡市桜台二丁目    | 桜台     | 4, 9 |
| 27 | 急傾斜地の崩壊 | 201AN227-1 | 中居      | 盛岡市上米内字中居   | 上米内親交会 | 19   |
| 28 | 急傾斜地の崩壊 | 201AN227-2 | 中居A     | 盛岡市上米内字中居   | 上米内親交会 | 19   |
| 29 | 急傾斜地の崩壊 | 201AN227-3 | 中居B     | 盛岡市上米内字中居   | 上米内親交会 | 19   |
| 30 | 急傾斜地の崩壊 | 201AN231   | 松木平A    | 盛岡市上米内字松木平  | 上米内親交会 | 19   |
| 31 | 急傾斜地の崩壊 | 201AN249-2 | 一本松A    | 盛岡市下米内字一本松  | 上米内親交会 | 15   |
| 32 | 急傾斜地の崩壊 | 201AN249-3 | 馬場野A    | 盛岡市下米内字馬場野  | 上米内親交会 | 15   |
| 33 | 急傾斜地の崩壊 | 201AN276-1 | 東桜山A    | 盛岡市東桜山      | 東桜山    | 1    |
| 34 | 急傾斜地の崩壊 | 201AN276-2 | 東桜山B    | 盛岡市東桜山      | 東桜山    | 1    |
| 35 | 急傾斜地の崩壊 | 201AN298-2 | 下大葛A    | 盛岡市浅岸字下大葛   | 浅岸     | 7    |
| 36 | 急傾斜地の崩壊 | 201AN298-4 | 綱取A     | 盛岡市浅岸字綱取    | 浅岸     | 7    |
| 37 | 急傾斜地の崩壊 | 201BN294   | 綱取B     | 盛岡市浅岸字綱取    | 浅岸     | 7    |
| 38 | 急傾斜地の崩壊 | 201BN297   | 貝田      | 盛岡市浅岸字貝田    | 浅岸     | 7    |
| 39 | 急傾斜地の崩壊 | 201BN304   | 上大葛     | 盛岡市浅岸字上大葛   | 浅岸     | 7    |
| 40 | 急傾斜地の崩壊 | 201BN305   | 上大葛A    | 盛岡市浅岸字上大葛   | 浅岸     | 7    |
| 41 | 急傾斜地の崩壊 | 201BN307   | 上大葛B    | 盛岡市浅岸字上大葛   | 浅岸     | 7    |
| 42 | 土石流     | BN201015-1 | 綱取1     | 盛岡市浅岸字綱取    | 浅岸     | 7    |
| 43 | 土石流     | BN201015-2 | 綱取2     | 盛岡市浅岸字綱取    | 浅岸     | 7    |
| 44 | 土石流     | BN201015-3 | 綱取3     | 盛岡市浅岸字綱取    | 浅岸     | 7    |

|         |   |
|---------|---|
| 既存図面の更新 | 9 |
| 新規図面の作成 | 1 |

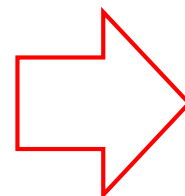


土砂災害ハザードマップ全体図（盛岡地域）

# 作業内容の補足



現在盛岡市で公開しているマップ（一部）



目指したいイメージ（令和7年度作成）

## 【R3～現在 公開しているハザードマップ】

当課職員により作成されたもの。

【GIS】土砂災害警戒区域、浸水想定区域、避難所

【Excel】文字、白塗の箱枠、旗揚げ線、矢印

令和7年度土砂災害警戒区域の新指定箇所を追加更新するにあたり、より分かりやすく見やすいものへ更新したい。

図面上に記載する事項については「特記仕様書」を参照のこと。

